

第十回 参議院文部委員会會議録第四十一号

(大三三)

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)午
前十一時三十五分開会

委員の異動

五月三十一日委員若木勝藏君辭任につ
き、その補欠として上條愛一君を議長
において指名した。

本日の會議に付した事件

○産業教育法案(衆議院提出)

○委員長(堀越雄郎君) それではこれ
から本日の會議を開きます。

日程第一として産業教育法案、この
前第一章を始めておりますが、少し
まだ残つておるところがあるようなん
で、大体第一章の質疑をお願いいたし
ます。御意見のあるかたは……。

○矢嶋三義君 ちよつと速記をとめ
て……。

(速記中止)

○委員長(堀越雄郎君) 速記を始めて
下さい。御意見のあるかたは……。

○矢嶋三義君 政府委員のかたにお尋
ねいたします。第四條の「当該学校の

実験実習に必要な経費又は生徒若しく
は学生の厚生に必要な経費に増額して
充てる」と、こういうふうに実験実習
より生ずる収益について書かれてい
るわけですが、現在各学校におい
て、この実験実習による収益はどうい
うふうに使つてゐるかどうか、その実
情並びに監督の側にある文部省とし
て、実験実習より生ずる収益はどうい

う取扱ひ方にしたら最もよろしいか、
教育の上によろしいかという御
研究もなさつておられるかと思うので
すが、それらに対しての見解を承わり
たいと思つております。今日は大臣は来ら
れなかつたのですな。

○説明員(杉江清君) 間もなく局長が
参ります。

○矢嶋三義君 実験実習より生ずる収
益の取扱ひ方に対する助言と指導の側
にある文部省としての見解は、これは
大臣に聞きたいと思つておるのですが、ただ
現在実情はどうなつておるかという点
についてだけ説明員のかたからお伺い
したい。

○説明員(杉江清君) 申上げます。現
在會計法上、その収益は國又は地方公
共団体の財政に帰することになつてお
りますので、その原則で運営されて
行つておると思ひます。私もといた
しまして、この収益の問題については
かねて研究しております。それは地
方から、こういうふうなまあ意見があ
るわけでありまして、それは県によりま
しては、収益をあらかじめ相当多額に
上るものと予定して予算に計上して、
それをまあ事実上そういうた収益を上
げることが、ややもすれば強制される
ようになつておる。まあ
率直に申上げますれば、そういうた収
益を上げないと、次の予算がとりにく
いというふうな、殊に事実上成るべく
学校としてはできるだけそういうた、
予定された収入を上げるように努力を
する、それが教育的な弊害を生ずるか

ら、そういうた点を何とか改めるよう
に文部省としても考えてもらいたい、
こういうふうな意見が我々のほうにも
出ております。それで文部省としまし
ても、その点そういうた弊害のないよ
うに、機会あるごとに地方に対しても
要望してゐる次第であります。

○矢嶋三義君 この法案でやはり第四
條は、相当重大だと思ひますので、
これは後ほど大臣がお見えになるそう
ですから、大臣がお見えになるにつてか
ら、四條についての質疑はいたしたい
と思ひます。それ以上は四條について
はあります。五條、六條についてあ
ります。よろしくごさいますか。

○委員長(堀越雄郎君) どうぞ。

○矢嶋三義君 第五條についてお尋ね
いたしますが、「教員の資格、待遇及び
定員については、産業教育の特殊性に
基き、特別の考慮が払われなければな
らない」、特別の考慮と、こういうふう
に謳われてゐるわけでありまして、
この特別の考慮というものは、立案者
としてはどういふことをお考えになつ
ていらつしやるか、案を承りたいと思
ひます。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 第
五條で考慮の内容と申しますのは、立
案の立場で考えましたのは大体三つで
ございます。その一つは産業教育に従
事する教員の資格、言換へますと、教
職員免許法で規定されてゐるあの資格
に対して、何らかその特殊な性質の授
業でございまして考慮したいという
こととございます。第二は定員でござ

います。この定員の中で特に考えられ
ますのは、実験実習に重きを置きたい
と思ひます。実験実習に重きを置きたい
ものが、例えば高等学校設置基準などに大
体科目の数等によつて定員が大体きめ
られておられますが、これらに対して、
もう少し緩和の方法を考慮したいとい
うこととございます。それから第三は
待遇の問題でございます。待遇につき
ましては、基本給をどうこうするとい
うことでなくして、実験実習の際に特
殊なことに従事するために、特殊な消
耗部分が出て来る。そういうたような
部分を特に考慮したいというふうな三
つの内容を大体含めてゐるのでござ
います。

○矢嶋三義君 もう少し掘り下げて、
資格について、更に待遇について、す
べての場合を言つて頂くのは御無理で
ございまして、例えばというふうに
特例を挙げて、もう少しお考えになつ
てゐる点を突つ込んで御説明願いたい
と思ひます。今のはほんの抽象的なこ
とで、これでは十分把握できませんか
ら、お考えになつてゐる点をもう少し
具体的に……。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 今
の順序に従ひまして申上げますと、例
えは資格の問題で、教員免許状の場合
に、これは実例から簡単に申上げます
と、大学を出て来ますと、一級乃至は
二級という一つの教職員の資格が得ら
れる現在の教職員免許法の規定になつ
ておりますが、実際に工業、農業とい
う特殊な技能、技術を要する教育の場

合には、それだけの資格を持つて来た
人が果して技術、技能が優れているか
と申しますと、実験教育面の実情を見
ますと、理論は優れておりますけれど
も、実験実習の場合に殆んど生徒と大
差のないような程度の場合もあり得るこ
とがあつて、そういう点で、単に教職
員免許法で定められておる、あとい
つた資格条件を備へることだけが、特
殊な技術、技能を要する学校におい
て、教員としての万全な資格かどうか
というところに多少の疑念を感じており
ましたので、さういふ点から具体的に
申しますと、教職課程の単位を減らし
ても技術面、特殊な学校における先
生は特殊な教科内容に従つた面をも
う少し必要とするのじやないかとい
うようなことを考えたのであります。そ
れから定員につきましては、先ほど、
具体的に申上げましたが、実習助手と
いうような場合、それから正教員の場
合でありまして、電気とか、その他
の非常に多角に亘る課目の場合は、一
人では到底やり得ない実験実習の場合
もありまして、そういうやうな一つの
の教科課程に対して多角性を持つもの
に対しては、それに応じた教員を殖や
して行けば、教授上非常に都合がいい
のじやないかというやうなことも考慮
に入れておつたわけとございます。そ
れから待遇は、具体的に申上げます
と、例えば水産の学校では季節、潮の
関係などで、海に出る場合或いは実習
の場合、漁の場合などで、被服などに

特殊な必要性を有しておりますし、そ

れから工業方面では理化学方面で危険な薬品を扱うために貴重な衣類を破損する。そのために個人の負担が非常に多い場合もあり得るというようなことを考えまして、そういう面における特別……言葉は該当いたしませんし、ようけれども、特別手当というような意味の待遇を考えておるのでござい

○矢嶋三義君 提案者のほうの第五條に對するお考えは大体わかつたわけでありまして、産業教育の振興という立場から、第五條の点については、教育の第一線において、いろいろの要望があるとも考えられるのであります。指導と助言の立場にあり、監督の側にある文部省の職業教育課として、この第五條の案文を御覧になつて、文部省としては、この教員の資格或いは待遇或いは定員、これらについて特別の考慮が払われるとすれば、現代の教育界における実情から、文部省としての考えとしてはどうあつて欲しいというような見解を持つておられるかどうか、現在のままで十分だとお考えになつておられるかどうか。若し希望があれば、どういふような希望を持たれておられるか、このことを私はこの際承りたいのであります。提案者の言葉によりますと、例えば免許法にありますが、教養科目とそれから専門科目、こういう言葉が出ておるのでありますが、指導と監督の側にある文部当局でも、どういふようにお考えになつておるか、参考に承つて置きたいと思つておる。

○政府委員(辻田力君) 第五條の問題でございまして、只今のお尋ねの第一番の資格の問題について申し上げます

と、現在産業教育関係の学校は、先生を採用するのは非常に困難を極めておるのでございまして。そういう意味におきまして、よりよい先生にたくさん来てもらつて、よりよいことが教育の振興になりますので、その実情に依つて、できるだけ範囲を拡げて、その要請は教育免許法も改正いたしまして、範囲を拡げて適材を採用したいというように考へておるのであります。例えば先般商船学校が商船高等学校となつて文部省に移管されましたが、その場合にもいろいろ従来の実績等を考慮いたしまして、商船高等学校の教員に適當な人を得にくい実情もございまして、その範囲を拡充して、とりやうくしたわけでございますが、それも一つの例であると思つております。次に定員の問題であります。これはやはり実験実習という方面、特に実習の方面に助手等が相當普通の場合より多く要するということは當然でありますので、その方面にも考慮をして行かなければならぬと思つております。その場合に平衡交付金との関係がありますので、十分関係方面とも相談してきめて行きたいと考えております。それから待遇の問題であります。待遇は基本的な基本給という、そういうものはどうするかということは我々としてはすぐには考へておりませんが、実験特に実習というやうな場合に、夜遅くまで実習して行くという場合には、若干の手当等を与えなければ、普通の場合とは違つておりますから、その点考慮して行かなければならぬと思つております。

○矢嶋三義君 先ず資格の点について

は次のように承してよろしいわけですね。産業教育を行うに當つては特殊の指導面がある。その特殊の教科を指導する教員については、免許法に欠陥があつて採用に困難がある。そういう特殊の教科の指導に當る教師確保のために、採用の困難を打開する意味において、実情に即した免許法の改正の用意がある。こういうふうに承してよろしいでございませう。

○政府委員(辻田力君) 免許法のこと、勿論いろいろ審議会等もありませんが、十分研究してもらわなければならぬが、只今のお尋ねがありましたので、文部当局としてどう考へるかというに對する考え方として相當考へておりますが、手続としてはいろいろありますから、結論的なことは言えませんが、そういうふうに考へております。

○矢嶋三義君 續いてお尋ねいたしますが、定員の件について産業教育をやつておる学校で、生きものを扱つておる農学校なんかは特にその場合に當ると思つて、実習助手が足りないということは常識だらうと思つておるのです。まあ定員の枠を拡げるように努力するということは政府の意向としてもお聞きしたわけですが、定員についてこれだけでは足りないのじやないか、で繰返してお尋ねしますが、私が今こゝで申し上げることは釈迦に説法になるかとも思つて、高等學校教育の単位制というものをとつた趣旨から言つて、これは専門課程の高等學校であらうと、普通課程の高等學校であらうと、特に専門課程の高等學校はひどいと思つて、あの単位制を専門教育の方針としてとつたことから考へて、

単にこれは実習助手の定員だけの問題ではないと、こういうふうに考へていられるのでありますが、これはこの高等學校の単位制を十分やるために、現在の定員と暫定基準の乙号定員というものを對して、その直接の指導の教育に當る初等中等教育局としては、どういふふうに把握されているか、所見を承わりたい。

○政府委員(辻田力君) 只今のお尋ねの通り、現在の教育の定員が十分であるとは思つておりません。我々としては、できるだけ結核教員のこともいろいろあると思つておるわけですが、お話がございました前、最後の教員の場合のことも考へて定員をできるだけとりたいと思つておるわけですが、どういふ財政上の考へ方等をいろいろ眺み合せて考へなければならぬので、これは現在のやうな実情になつておるのには遺憾だと思つております。併しこの努力を飽くまでも續けて行きたいと思つております。従つて実習教員だけが足りないということではございませんが、併し実習教員が足りないと言つても、非常に実習が足りないために教育上困つておるというこゝと、これは一つの現象でありますので、特に取上げておる次第であります。

○矢嶋三義君 現在暫定基準のあの乙号基準で行けば、私は学習指導要領ですね。特にこの専門課程の學校の学習指導要領というものは、これは書換えなければやつて行けないのじやないか、こゝで見ているのですが、その学習指導要領の編集との関係はどう考へておられますか。

○政府委員(辻田力君) 暫定基準と言

いますか、理想的なと申しますか、或る程度理想を織込んだ基準と二つの基準を地方にお示しいたしまして、一応二十六年三月限りですが、暫定基準をやめて、理想的な面を織込んだ基準に切替へようとしたのであります。が、実情をいろいろ調べましたところ、まだそういうことは非常に無理であるといふことが実ははつきりわかつて來ましたので、暫らく暫定基準を又適用することとしたのであります。が、我々としては、学習指導要領を改訂する上において、できれば甲号基準と申しますか、それによつてやつて行きたいという希望は捨てないわけでありまして、ただ地方の財政、国の財政、両面から考へて今のところは止むを得ない処置だと思つておる次第であります。

○矢嶋三義君 繰返してこの問題についてお尋ねしますが、先ず定員となりまして、やはり私は産業教育は振舞ない、専門課程の教育は徹底しないというこゝとも関連があると思つておるわけですが、八十五単位の中の必須の三十八単位ですね、これらと切離して考へることはできないと思つておる。関連があると思つておる。やはり専門課程の高等學校の八十五単位の中の必須の三十八単位を見るというふうには考へておりますが、あの線を押し行かれますつもりでありますか、それとも検討するつもりでありますか。文部省の御意見を伺いたい。現在どう考へておるかということですね。

○政府委員(辻田力君) 現在いろいろ面から、実態調査をいたしておるんですが、我々としては、できるだけ無理の行かないようにしたい、而も理想に一步步近づきたいというやうな

両方の面があるわけですが、現在ではそういう意味において検討を重ねております。検討を重ねておきますが、今すぐ変えるということでは明言しかねると思ひます。

○矢嶋三義君 結局八十五と三十八の単位を堅持して行くとなれば、学生の負担は重くなるかも知れないが、或る程度学校教育の目的に書いてあるように、技術に習熟させるというふうな目的を達しようとなれば、八十五単位をもう少し出さなければならぬと思ひますが、八十五単位を出てから教育するということがなると、そこに定員というものをもう少し大幅に獲得しなければ、それはできないと思ひます。それが解決しないから結局学校教育の目的を達するが、施設も不十分であるが、中途半端な教育を受けて卒業するということになると思ひます。だから今施設だけよくすれば職業教育は徹底するのだ、こういうことを言われているのですが、私はそこをやはり一つの盲点じゃないか、それをやはり並行的に解決しなければ、定員の問題に關連すると思ひますが、解決しなければ施設だけよくしただけでは、私はこの問題は解決しないと思ひます。それに對する考えはどうですか。

○政府委員(辻田力君) 産業教育と申しますか、職業教育と申しますか、この振興のためには施設、設備だけを充実したので、それで万事終了したというわけではないことは今お話の通りであります。教員の問題もありましようし、教科書の問題もありましようし、そのほか教育内容、教育方法、いろいろな面から改善して行かなければ教育の振興は期し得られないと思ひます。

ただ現在あらゆる面で努力はいたしておりますが、施設、設備の面が最も困つております。で、特に戦災によつて壊れたもの、或いは転用等によつて壊れたもの、或いは破損しておるもの、いろいろなものがありまして、この点は非常に緊要なことだと思ひておられます。この法律案の中にこの面をお取上げになつたのは、私としては当然ではないかと思つております。

併し第五條、第六條にもありますように、教員、教科書の問題、そのほかいろいろの問題があると思ひますので、これらは必ずしも法律を要せずに、実施によつて、実施と言ひますか、運用によつてできるものも相当ありますので、今後努力いたしたいと思つてゐる次第でございます。

○矢嶋三義君 それでは定員の点についての質問をこれで打ち切られて、次に待遇の点であります。提案者のほうでは、特殊な業務に携わる人の衣服あたりを給与することを考へてゐる、こういう御説明であります。文部当局としては、実習手当のごときものを待遇の方面に考慮したい、こういうことを承わつたわけでありますが、この実習手当となりまうと、超勤を意味する、超勤勤務を意味してゐるのだと、こういうふうにと承してよろしうございませう。

○政府委員(辻田力君) 超勤の意味は、尤もなか／＼厳格に解釈しますと、いろいろ／＼な意味があると思ひますが、ここでは超勤というよりか、特に何ですね、実習のために特別の時間、或いは労力の負担をかけますので、そのために実習手当のごときものを、これは実習手当を出すということとをきめ

たわけではございせん。実習手当のごときものを出したというふうに考へてゐる次第でございます。

○矢嶋三義君 それではお伺いします。例へば農学校の場合を例にとりますと、養蚕をやる、このお蚕さんというものは、ともかくどのくらい忙がしいかというところは御存じの通り、晩も眠らずにやるのです。ああいう労働に對しては如何なる手当を現在出さないので、今の給与法律で如何なる名目でこの手当を出し、又は出そうとするのであります。

○政府委員(辻田力君) 現在農業のそういうお話のような場合に、夜勤手当を出してゐるのではないかと、お話でございしますが、私自身、そういう場合でございする名目を出してゐるかもつと調べたいと思ひますが、夜勤手当を出してゐるそうです。

○矢嶋三義君 その答弁では満足ではないのです。職業教育課のほうで、少ないものと、そのくらゐのことを把握してゐなければ、職業教育が怠慢だといふので責任を追及されます。産業教育が振わんと、その盲点はそこにあるのだ、職業教育課が知らないということはない。答弁願ひます。

と、やはり深夜手当として出すといふ、ちやんと法律できまつてゐるその超勤勤務手当の制度をどうして適用しないか、その理由……

○政府委員(辻田力君) 教員の超勤手当の問題は、この委員会においてもたびたび取上げて御議論になつた点でございますが、その際いつも申上げます通り、教員の職務態様につきまして、普通の公務員とは又変つてゐる面が相当ございします。教員につきましては、超勤勤務というふうな形ではなくて、特別なそういう教員の職務態勢の特殊性を十分織込んだ特別の給与体系を作るといふ、いわば先般来大臣も言われましたが、別表を作りまして、それにすべて織込んでやりたいというので、目下人事院その他のところとも打合せをして、できるだけ早い機会にその成果を得て、国会の御承認を得たいと考へてゐる次第でありまして、今のところ超勤勤務を出すということについては、そういう意味において研究してゐるわけでございます。

○矢嶋三義君 それでは次にお尋ねしますが、専門課程を扱つてゐる高等学校で職員を得がたいといふのは、学校の性質上から言つて、実業界あたりから転進して来るかたが相当多いわけなのです。そういうかたは又必要ないわけなのです。そういう人に対する現在の給与準則の取扱ひ方というのには御承知だらうと思ひますが、あの前歴計算あたりを有利に取扱つて、そうして実業界から、例へば工業学校なら電気科の教員とか、建築科だつたら建築業界からエキスパートを学校に招聘するの仕方を改正するやうな用意はないか

どうか、どういふお考えであるか、それを承わりたい。

○政府委員(辻田力君) 給与関係の問題は非常に複雑でございますので、十分研究しなければ、簡単に結論的なことを申上げることは軽率だと思ひます。併し今の実業界、而も非常に殷賑な実業界の面と教育界とをすぐマッチさせて、その給与をバラレルにするというふうなことはなか／＼困難ではないかと思ひます。従つてその問題をすぐ取上げてどういふやうなことは考へておりません。ただ我々として考へてゐる根本に則つて、その産業教育の面から考へて著しく労力をかけるというやうな場合には、それに対して然るべき手当等を出すということ、これは適當ではないかといふふうには考へております。実業界の給与そのまゝというの、それは実業界と言つてもいろいろございします。そのまゝ左右から左に転任して来た場合に、その給与をそのまま受け継いでやるといふやうなことは困難ではないか。現在ではやはり給与体系の原則を變へることではできないと思つております。

○矢嶋三義君 私が尋ねてゐる点は、実業界の待遇をそのまま持つて来ることは考へてゐないの、はつきり申上げますが、私はこういう見解を持つてゐるのですが、それに対する文部省の見解を承わつて置きたいと思ひます。普通科の高等学校における例へば普通課程の先生、英語とか、数学とか、国語の先生、そのほか、専門課程の高等学校における英語とか、数学、そういう普通課程の先生の給与は差があるべきではない。同じ取扱ひ方をすべきだ。たとへば産業教育を重視して、

第七部 文部委員会會議録第四十一号 昭和二十六年五月三十一日【参議院】

教員が得られないからといって、専門課程を取扱っている教員にそういう差別の待遇をすべきではない。併し例え向に進んでおります。

ば例を挙げますというと、工業学校で電気の教員をとうろつという場合、これは或る程度実業界で経験のある人をとらなければならぬ。その場合その人の、少し小さくなりますけれども、給与の計算の仕方は、実業界におつた時の勤続年数というものを五割とか、八割とかマイナスして見る。そういうところから非常に待遇が下る。そのために採用できぬわけです。そういう実業界の経歴年数というものを、教育界におつたと同じようにやはり十割に見るというような方法によつてこの問題が解決できるのではないか。そういう給与の取扱ひ方を変えるべく文部省として努力すべきではないか、こういう私は見解を持つてゐる。それとも一つは、例えばタイプライターの教師、こういう特殊なものです。こんなものは会社におつたほうがよほど待遇がよくて、学校に行つたら待遇が下るのだから、これらは給与のほうで取扱ひ方を変えなければ人を得られないわけです。そういう点は文部省においても相当研究されておると思います。先ほどから質問しましたけれども、そういうことを提案者からも説明がない、又政府からも説明がないのですが、そこで私はそういう私が持つてゐる見解を申述べて、監督の立場にある文部省として、これに対してどういう見解を持つてゐるかということを確認したい。

○政府委員（辻田力君） 只今の矢嶋委員のお説は全く同感でございます。現在そういう方向に進んでやつております。例えば今お話の通り、実業界に

おける経験年数と教育界における経験年数を同等に見て計算をするという方向に進んでおります。

○矢嶋三義君　それでは第五條は打切りまして、第六條についてお伺いいたしますが、これは産業教育に関する教

科用圖書の編修検定及び發行に關しての特別の措置を講ずるということを講つておるわけでありますが、現在専門課程を扱つておるところの高等學校における教科書の供給状況、それからその量、質、価格、それらについて細かいことは要りませんが、大体どういふふうな状況にあるか。又若し解決すべき問題点があれば、それをどういふふうに把握されておるかという点について、簡単に結構ですか、文部省の説明を承わつて置きたいと思ひます。

り、三万部以上は僅か八%に過ぎません。これも普通課程に属する教科書は大体十萬部以上がむしろ多い現状に比

較しまして、著しい差の存するところ
であります。

○矢嶋三義君 価格の影響は……。

○説明員(杉江清電) 現在の料金算定の方法を、これは詳細に御説明すると

少し複雑になりますが……。
○矢嶋三義君 大略で結構です。大よその……。

○説明員(杉江清君) 結局現在のよう
な状況であると、一万部以下のものに

ついては極めて発行困難であり、数千部のものについては新らしく発行することは殆んど不可能な現状でありま

す。それは一応現在の教科書の定価の算定の方法がきまつておりますから、

す。それから編修等におきまして、これは非常に費用がかかるのに、定価が一定の基準によつて定められて、原

では、時によつては文部省が編修して

もいいのじゃないかというような、編修の方法についても考慮する点がある。

○矢崎三義君 文部省としては、この

いう実情に對する打開策としてどうい
うことをお考えになつておられるか、

○矢嶋三義君 仮に第六條が削除になつた場合に、その必要性を、その精神

的方面を考へて、行政上、行政の執行によつてこの教科用圖書の盲点を解決する方法として、どういふ方法がある

か承わりたい。

○政府委員(辻田力著) 私はできれば

審議の都合でございますが、これが若

しないということになりますと、やはり先ほど申し上げましたように、新らしい法律をつつて、二つの補助金といふ

い、法律を作つて、これの補財法といふやうなものを作つてやるほうがいいと思ひます。單に行政上の措置として補

うのでありますが、それを承わりたい
と思うであります。

○衆議院専門員(石井嘉吉) 只今の御
質問を次のように受取りました。念
のためにもよつと繰返して申上げて見
ます。アメリカのミス・ヒューズ法
においては、国が全体をまとめた一つ
の方針で産業教育を進めるといふ点
で、多分に国の力も注入してそこに方
向が一つはつきりしておる。ところが
日本のほうの、ここに考えておるとこ
ろの産業教育法においては、産業教育に
従事する技術指導者の養成の方針がは
つきりしてないと思ふがどうか、こ
ういふお尋ねでございますか。

○高田なほ子君 そうです。
○衆議院専門員(石井嘉吉) ここにあ
りますところの産業教育の最初の目
的、すでに過去において数回御説明を
お聞き頂いたはずであります。その
目的に従つて産業教育が遂行せられ
ております。その産業教育をするため
に設備その他の不足もありませんが、指
導者の面において多分に不足するの
でございます。従つてこの線で第一條で
言うところの産業教育を振興する目的
のために産業教育指導者を養成しよ
う、こういふことを考えております。

本的な態度ができていながら別問題で
あります。国の経済の姿によつてこ
の技術者養成の基本的な態度がいろ
ろに変わつて来るというふうなことであ
つては甚だ危険であると考えますの
で、そういう質問をするわけでありま
す。もう一度御質問いたします。

○衆議院専門員(石井嘉吉) どうい
う御質問と受取つたらよろしいか、ちよ
つと判断に苦しむ節もございませうか
ら、或いはヒントが若干違ふかも知れ
ませんが、その節は一つどうぞお知ら
せ願ひます。ここに言つております産
業教育は、第一條にもございませう通
り、いわゆる企業家、事業家にサービ
スする機械的な人間を作る、その手段
たるものを作るというふうなことを決
して目標にしておるのでございませ
ん。根本においてはその一人々々が立
派に生活能力を持ち、人間として生き
て行く力を根本に付けるということを
眼目に置いておることは、第一條から
御推察頂ける通りであります。ただ産
業が各種のものがあり、そして日本
の国全体としても、国際のいろい
ろの繋りの上に、資材その他の関係か
ら、貿易関係からも、その関係を無
視しては成り立ち得ないこととござい
ますし、それから更に国内においての
各種産業の相互の比率関係というもの
もございませう。更に詳しく言えば、各
地方、都道府県その他の気候風土など
から来るところの制約がございませう
から、おのずからそこに一つの産業の形
態というものは出て参りますし、そ
れとも十分配合せつ、その一人一
人の生活能力を付けるという点にこの
教育の目標が置いてあります。従つて
そういう教育の指導者たり得るような

技術者を養成するということが、ここ
で期待しておるところの指導者養成の
精神でございませう。

○高田なほ子君 世界の軍拡経済によ
つて日本の産業経済が影響を受ける
ということは、これは申上げるまでもあ
りませんが、今の御答弁を要約すれ
ば、職業教育振興は、決して日本の産
業経済を通した手段そのものではない
、そういうふうなまあとれるわけ
ですが、それでよろしいわけですね。

○衆議院専門員(石井嘉吉) 日本の産
業経済を通した手段そのものではない
という意味が、ちよつと私に受取れない
のであります。

○高田なほ子君 例へば曾つての太平
洋戦時における学生総動員は、これは
高校の中の一つのシステムのような非
常に変わった形でありながら、やはり教
育の一環としてそれがやられたわけ
です。そうすると、国家の産業という
ものと教育というものが非常にこつち
やになつてしまつて、教育の正しい目標
というものが失われ勝ちであつた。産
業教育法の立案過程において、まさか
そういうことは考えておられないかも
知れませんが、産業経済を包括
した概念であるというふうに解釈いた
しますと、教育そのものが世界の軍拡
政策の手段になるというふうな非常な
危険性を持つので、私はそういうこと
を質問しておるわけです。そういう危
険性のないように、はつきりとした基
本的な考えというものが伺えれば、そ
れでよろしいわけなんです。

○衆議院専門員(石井嘉吉) 先刻申上
げました通り、一人々々が健全な生活
能力を持つた、そして人格、教養の
上にもバランスのとれた立派な国民を

作らう、こういうことを目標にいたし
ておるのであります。従つて全般こ
の法案を通して御覧頂けます通り、い
わゆる一般教養と申します普通科目
のほうに食い込むとか、それを犠牲に
するといふようなことは毛頭考えてあ
りません。又この産業技術などに関す
る仕事や学課の中に余計加つて来ま
すけれども、それを運営する場合に
も、どこまでも人間を作るという上
に重点を置いて考える。即ち一般教養科
目と十分なる連絡をとりつ、それを
念頭に置きつつ進めて行きたい。どこ
までも人間として立派なものを作ると
いうことに重点を、特に注意を置いて
立案いたしましたつもりであります。

○高田なほ子君 これについての具体
的な方法は極めて複雑であらうと思
ふのでありますが、一般に現在の教員が
非常に足りない。従つてこの教員の数
を増して行かなければならないことに
つきましては、いろいろ講習その他の
行政の方法があるかと思ふのです
が、それらの具体的な方策について承
わりたいと思ふのであります。又そ
れに要する予算はどういうふうにか
られておるのか。それも承わりたい
と思ひます。

○衆議院専門員(石井嘉吉) お話の通
り、教育は人なりという言葉がござい
ます。指導者教員というものは、こ
れを人を得るか否か、又それを必要数
確保し得るかどうかというところは、こ
の教育を成功に導くか否かのキー・ポ
イントになるというところは全くお話の
通りで、私も同感でございます。そ
それで個々の細かいことは法律の一つ
一つに規定すべき事項でないと思ひま
したがために、そこまで触れておりま

せんが、第五條に掲げておりますとこ
ろの教員の資格、待遇、定員というよ
うなことなどは、まさにその問題を急
頭に置いたから掲げた次第でございま
す。それから更にこの講習その他の問
題についてどう考えておるかというお
話でございますが、お話の通り、この
講習会などもやらなければならぬと思
つておりますが、現存の大学、それは
短期大学をも含めることに勿論なりま
すが、この現存の大学を多分にその方
面に動かす、そしてこの技術関係の
大学には、えていゆる教職課程を持
つておらないところが多いのが実情で
ございませう。これを何らかの方法で補
う。例へて申しますならば、都各地
にありませうところは、他の附近にあ
りますところの教職課程を持つておる大
学に協力を得させる、或いは場合によ
つては行政庁が中心になりまして、暑
中休暇その他のような機会を得て、特
に教職課程の問題についての講習会式
のものを経営させるというふうなこと
をいたすことは、大量に作る上にお
いての構想でございませう。なお個々の問
題につきまして、先刻もお話が出てお
りましたが、産業界に現実働いておる
人の中から、こちらへ輸入をして来
る、或いはこちらから向うへ輸出され
て行くのをできるだけ防ぐという問題
なども非常に考へべき問題であると思
つております。その点において先刻来
お話の出でございました待遇の問題など
は相当考慮しなければならぬ。併し
骨が折れる問題であるというところも考
えております。なお先刻、矢嶋委員お
歸りになつて残念でございますが、関
連しますから……提案者の側からも
何の話もなかつたというふうな言葉も

ございましたから、ついでに一口申上げますが、この法案を起草する途中において、この資格の通算の場合、民間の年数を教育職員としての通算の問題にデイスカウントが現在行われておる。割引せられて計算せられるということ、このことを非常に苦に思っています、私も法規その他の改正手続も必要であるが、実情はどうなつておるかということ、できれば行政措置として一時も早くそれを解決してもらいたいというので、実は新年早々に本年の一月、人事院の關係局課長に面会に参りまして、いろいろ実情も調べ、そうしてこちらの希望も持出したのでございますが、幸いにしてこの十割まで換算し得る、すべてを十割というのではありませぬけれども、十割まで換算していいという措置を昨年の十月に人事院がとつてくれたのでございます。

これは不幸にして各都道府県までに十分の意味が滲透しておらないというだけでありまして、人事院としては、それをとつておるのでございます。なお誤解を生ずるといけないから申し上げますが、人事院のきめますのは国家公務員についての事務を直接に規定いたしますが、御承知の通り、そのままだが地方公務員に準用されますから、結果においては地方教職員も民間の年数をフルに教職の年数に計算するということは、すでに道が開けてある次第でございます。私も法案の上においていろいろ考えております点、なおいろいろ申落した点があるかも知れませぬ。全般としては是非ともこの教員の質の向上及び量の獲得ということについては、いろいろ大きい方法、或いは手近かの方法によつて、あらゆる手を打た

なければならぬと思つております。
○高田なほ子君 実質及び量の獲得についての具体的なお話を伺つたのでありますが、教職員免許法により資格の獲得に際しまして、教員が旅行する場合の費用が国家が三分の一持ち、地方が三分の一持ち、それから又自分が三分の一の持たなければならないという現在の状態でありまして、勿論やはこの講習を受けるに当りましては、そういう現在の制度が準用されるということが一応考えられるのであります。が、そういう点については、あなたは、どういふふうにお考えになつておりますか。これは非常に質と量の問題について大きな影響があることでありますから、どういふふうにお考えになりますか。

○衆議院専門員(石井昌君) それらの点については、できるだけ教員の負担の軽く行くようにして行きたいというほかの気持は持つておりませんけれども、行政の立場でありませぬから、余り細かなことまで具体的に考えておられません。

○高田なほ子君 ほのかに持つておるということでありまして、これは当然ほかでなく、若しそういうお考えであれば、全額これはもう負担させるべきであつて、本人の負担というようなことは、これは絶対に避けなければ、よき産業技術者を得ることができない。こういう方面に進んで頂きたいということを希望条件として申上げるわけであります。

もう一点簡単ですが、天野文部大臣は産業教育の実施に当りまして、十四日の文部委員会、別個にこの産業教育というものを取出さないで、高校の

システムの中に入れていたと考へておつたという、こういう御理想であつたと思ふのであります。この第三條の第五項は、産業界との協力という言葉を添へておるわけでありまして、高校のシステムの中に産業教育を取り入れることができなかったというところは、多分私の推測するところによると、産業界との協力を得なければ、到底この産業教育というものの振興は成り立たない。こういう考えの下にあられるのではないかと思ひますが、それをどういふふうにかに解釈したらよろしいのでございましょうか。

○衆議院専門員(石井昌君) この産業界との協力の問題については、非常に出ております。この本法案で考へておられますところの産業教育は、高等学校の教育体系と離れたものではないのであります。高等学校の職業科の内容を多分に充実に行くことを第一に考へておりまして、それからその別科などの短期的なもの、できるだけ多くこれを拡充して行く、それから網羅し得ないところの、つまり高等学校に入る資力、経済力を持つていない人々を社会教育で更に補つて行くという考え方でございまして、高等学校の職業教育と別個に、ほかに構想した法案ではない次第でございます。それで従つて産業界との協力、産業界から、何と申しまするか、密附とか、その他のものがなければできないというふうには、これは考へておらない次第でございます。ここで申しますのは、卒業後、どうせそちらに行つて働かなければならない人々でありますし、精神的に或いは個々の具体的な問題におい

てでざるだけ連繫をとつて行く、それがために学校が裨益するところもありませんが、又場合によつてはその産業界の一会社では実験のできないようなことを学校に頼んで実験をせしめよう、或いは学校側の研究しておりましたことの結果を発表して上げることによつて、産業界にそれが便益になるというやうな問題もありまして、これは何と申しますか、こういうこともやつたほうがいいという程度に考へておられます。これによつて初めて産業教育を立てようという考え方はないのであります。

○高田なほ子君 職業教育の内容を充実にするのだから非常に重要な目標はわかつたのであります。多分十四日の文部委員会に、これが実施に當つて地方財政を圧迫することはないか、こういう質問に對しまして、長野委員長は、先ず生産を増強させることである、生産を増強せれば地方の財力というものが非常に増大して来る、これは結局国家の経済の増大になつて来るのだから、その循環性によつて地方財政を圧迫するということは考えられない、こういう御答弁があつたように、私の記録には載つておるのであります。これを下げて見ますと、これは労働力をどうしても多分に吸収しなければならぬというところになるのであります。が、産業界と協力して青年学徒の労働力を吸収するという考え方は、それによつて国家の経済を増進して行く、こういうやうな循環性についてはいささか疑問があるのであります。産業界との協力によつて学徒の労働力を吸収させる、こういうことは明らかに職業

教育の内容の充実という目標とは非常に違つて来ると思ふのであります。が、そういう危険性があるかないか、この一点だけ伺いたいと思ふのであります。

○衆議院議員(長野長廣君) それは、今の御質問の要領は、当時私が話した私の氣持とちよつと食い違つておると思ひます。私の申上げたのは、この教育によつて青少年の産業的教養とその能力が上ることによつて、そういういい國民ができて来ることによつて、地方住民ができることによつて、初めて地方の産業が起きて来る、こういうのであります。彼ら自体を産業へ使つて、そこで産業が上つて行くという意味を申したのではございません。そこをどう誤解のないようにお願いいたします。

○高田なほ子君 長野さんは非常に善良にもうお考へになつて、又善良にそういう結論を下されていることには敬意を表するのであります。が、世界の軍拡経済というものは、長野さんがお考へになること、それは緩慢なものではない。そういう場合にこの法律の言葉が引用せられて、産業界との協力、こういう美名の下に職業教育の内容を真に充実にするところに目標を置く職業教育の振興が違つた方向に行くと、そういうことを非常に私は憂へるもので、そういう御質問をしたのであります。が、希くば長野さんの善良な意味における職業教育の振興が曲げられないということを非常に希望して質問を終らうと思ひます。

○委員長(堀江俊郎君) それでは文部大臣に對する質疑だけを殘して、第一章は大体終了したものと認めてよろし

うございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) それでは午前
の会議はこれで終了いたしました。午
後は両院協議会がございますので、
その協議会が済んで時間的に余裕があ
れば午後再開することとし、時間的余
裕がなければ、本日は散会という取計
らいにしようございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) ではこれで終
ります。

午後零時四十五分休憩

〔休憩後開会に至らず〕

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事

委員 加納 金助君
成瀬 幡治君
木内ヤウ君
木村 守江君
工藤 鐵男君
高田なほ子君
梅原 眞陸君
山本 勇造君
矢嶋 三義君

衆議院議員

文部委員長 長野 長廣君

政府委員

文部省初等中
等教育局長 辻田 力君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

衆議院事務局側

常任委員 石井 勲君
会専門員

常任委員 横田重左衛門君
会専門員

説明員

文部省初等中
等教育局職業 杉江 清君
教育課長

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所